

四日市市調達公告

下記の委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第23条の規定に基づき公告する。

令和2年7月28日

四日市市長 森 智広

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 境界確認補助測量及び用地測量業務委託（単価契約）
- (2) 業務場所 四日市市 市内一円
- (3) 業務概要 復元測量 一式
用地境界杭設置 一式
補助基準点設置 一式
断面図作成 一式
基準点測量 一式
報告書、図面作成 一式
- (4) 委託期間 契約の日から『令和3年2月28日』または『総指示額が315.6万円に達した日の指示期間満了の日』のいずれか早い日まで

2 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 入札の公告の日において四日市市入札参加資格者名簿（工事・工事コンサルタント）（以下「名簿」という。）の「測量」に登録されている者で、四日市市内に本店を有する者
- (3) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録を受けている者
- (4) 測量法（昭和24年法律第188号）第48条の規定による測量士を管理技術者として配置できる者
- (5) 入札の公告の日から入札の日までの間、市から入札参加資格停止の措置を受けている期間がない者
- (6) 入札の公告の日から入札の日までの間、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）に基づく排除措置を受けている期間がない者

- (7) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者
- (8) その他関係法令、規則等に違反していない者

3 入札参加資格確認申請書受付

入札への参加希望者は、次の書類を郵送または直接持参により提出すること。

- ・業務委託等一般競争入札参加資格確認申請書
- ・配置予定の技術者にかかる測量士名簿記載事項証明書（写）※

※ 配置予定の技術者が測量士の資格を有すること及び直接的かつ恒常的（3か月以上）な雇用関係を有していることが確認できるもの【登録通知書（写）及び健康保険被保険者証（写）】等でも可とする。

受付期間：令和2年8月21日（金）午後3時まで（郵送の場合は必着とする。）

提出場所：〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 5階 総務部調達契約課

仕様書に対する質問は、令和2年8月21日（金）午後3時までに書面により申し出ることができる。なお、令和2年8月24日（月）以降、同場所及び四日市市ホームページ入札情報において供覧する。

4 参加資格の決定

参加資格がないと認められた者は、令和2年8月24日（月）に電話により連絡する。参加資格のある者には連絡しない。

なお、参加資格がないと認められた者は、令和2年8月25日（火）までに書面により理由の説明を求めることができる。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

6 入札の執行

日時：令和2年9月1日（火） 午後2時30分

場所：四日市市役所 5階 第一入札室

7 入札条件

様 式：入札書（市指定様式）

記載条件：(1) 入札金額は「令和2年度 境界確認補助測量及び用地測量業務委託（単価契約）（業務種別・単価表）」による合計単価を記入すること。

契約は、「令和2年度 境界確認補助測量及び用地測量業務委託（単価契約）（業務種別・単価表）」の構成比にて各業務単価（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を決定し、この価格により落札業者と契約する。

(2) 入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

再度入札：開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。再度入札の回数は、原則として二回を限度とする。

8 入札の無効

次の各号に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- (2) 入札保証金を要する入札に際して、所定の日時まで所定の入札保証金を納付しないものした入札。
- (3) 同一事項に対し入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは1人で同一事項に対し金額の異なった2以上の入札をしたとき。
- (4) 金額、氏名その他入札に関する要件を確認し難いとき、又は押印のない入札。
- (5) 入札者が協定して行った入札。
- (6) 入札に際して不正の行為があった入札。
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (8) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札及び入札の日付を誤り、又はその記載のない入札。
- (9) 再度の入札の入札書に、それまでの最低入札金額と同額以上の金額が記載された入札。
- (10) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ指示した条件に違反した入札。

9 予定価格

本業務委託の予定価格の事前公表は行わない。

10 最低制限価格

本業務委託の最低制限価格は予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を減じて得た額（以下「入札書比較価格」という。）に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）に10分の110を乗じて得た額とする。入札時において、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額（その金額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）より低い入札は無効とする。

11 その他

談合情報があったときは、入札を中止するか、又は入札の直前にくじを行い、入札に参加できる者の数を減ずることがある。